平成２６年（フ）第１３７号
和歌山市西庄242番地の17
破産者　トピー商事こと　橋本　博已
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４１号
和歌山県橋本市紀見234番地の５
破産者　山本　　誠
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
和歌山県海南市大野中252番地　セジュールカスガⅠ103号室
破産者　田村　年史
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１０号
広島市安佐北区白木町大字市川1432番地24
破産者　吉田　憲二
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９０号
香川県高松市香川町川東上566番地233
破産者　藤澤　一博
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７０号
長崎県長崎市岩川町７番12―803号、開始決定時の住所長崎県長崎市高尾町20番10号、旧住所長崎県長崎市鳴見台２丁目36番24号
破産者　井手上正彦
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
長崎県長崎市西山台２丁目12番13号　フロンティア西山台101号、申立時の住所長崎県長崎市矢の平２丁目９番５号
破産者　森　タカヨ
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
長崎県長崎市大手１丁目17番４号
破産者　森内　弘文
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番29号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地　県営下水流団地Ａ棟16号
破産者　黒木　理沙
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３９号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8313番地２
破産者　矢野　多恵
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１６０号
横浜市神奈川区鶴屋町３丁目33番地１　エスティメゾン横浜809号、前住所秋田市広面字川崎９番地８
破産者　中田　真一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０７号
群馬県太田市西本町52番13―201号
破産者　葭谷内　進
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１３号
群馬県太田市南矢島町401番地３
破産者　福島　　清
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４９号
千葉県銚子市海鹿島町5235番地の74　瀧川方
破産者　重田　裕美
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５９５号
大阪府豊中市春日町３丁目２番23号、申立時の住所大阪市平野区平野西３丁目７番20号
破産者　土川　邦子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２３号
大阪市東成区深江南１丁目６の26　山本ゆき江方、申立時の住所大阪府東大阪市長堂１丁目８番28―1219号
破産者　山本　義人
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１７号
大阪市港区築港３丁目３番２―808号
破産者　三保　盛一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５４号
大阪府交野市私部１丁目８番１―303号、開始決定時の住所大阪府枚方市茄子作１丁目14番47号
破産者　美馬　　保
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部